

# 山鹿中学校PTA会則(改定案)

## 第1章 名 称

第1条 本会は山鹿中学校PTAと称し事務局を同校に置く。

## 第2章 目 的

第2条 本会は生徒を正しく、強く、明るく育てていくために、教育に対する理解を深め、学校・家庭・地域の連携を緊密にし、生徒の幸福のために努力することを目的とする。

## 第3章 性 格

第3条 本会は教育を本旨とする民主的任意団体であって、営利を目的とせず、宗教及び政党に關係しない。

第4条 本会は教育行政及び学校運営に不当な干渉を行わない。

第5条 本会は第2章の目的を達成するため、生徒の教育・福祉を目的とする関係諸団体と協力・連携する。その目的と同じくする山鹿市PTA連絡協議会へ加入する。

## 第4章 会 員

第6条 本会員は生徒の父母、又はこれに代わる者及び本校教職員とする。また教育に関心を持ち本会の目的に賛同する者も会員となることができる。但し運営委員会の承認を得るものとする。

第7条 会員は本会の目的達成のため諸会合に出席する権利と義務がある。

第8条 会員は総会の議決事項を守る義務がある。

## 第5章 経 理

第9条 会員は総会で認められた予算に定める単価(年額)の会費を納めなければならない。

第10条 本会の経理は会費の他、寄付金その他の収入を持ってこれにあてる。既納の会費は原則として返納しない。

第11条 本会の経理は総会で認められた予算に基づいて行われる。

第12条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 役 員

第13条 本会の役員は会長、副会長を山鹿小学校区3名、他小学校区各1名とし、そのうち1名を会長とする。さらに、書記会計4名(内本校職員2名)、監査委員2名とし役員会を構成する。

第14条 本会の役員の任期は1ヶ年とする。但し前年度役員はその年次総会で新役員が決定する

迄その職務をとる。役員の任期満了以前に欠員が生じた場合は運営委員会でこれを補充する。

第15条 役員は年次総会前に選考委員会で選出し、年次総会の承認を得て決定する。役員選考委員は、山鹿小学校区5名、他小学校区2名程度及び本校教職員2名をもって構成する。

第16条 会長はすべての会務を統括し、外部に対して会を代表する。又、必要に応じて相談役を選出し、運営委員会にて決定する。

第17条 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。

第18条 書記は全ての会合の正確な記録を作り、委任されたその他の職務を行う。

第19条 会計は本会の出納一切を行い、年次総会に決算報告をしなければならない。

## 第 7 章 総 会

第20条 年次総会は年度始めに開くものとする。

第21条 会員の20分の1の要求により、または運営委員会が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

第 22 条 年次総会及び臨時総会は 3 分の 1 をもって定足数とし、出席者の過半数を持って議決する(会則改正については、第 13 章付則で定める)。但し委任状をもって出席と見なすことができる。対面での総会を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない理由があるときは、運営委員会において協議し、合意を得られた場合に限り、議決権行使書による書面決議(電磁的方法を含む)にて賛否を問い合わせ、総会の議決とみなすことができる。

第23条 総会は本会の最高議決機関で付議事項は下記の通りとする。

1. 年次事業計画及び予算に関すること。
2. 新役員に関すること。
3. 会則の改正に関すること。
4. 会費の決定に関すること。
5. その他本会の目的達成に必要なこと。

## 第 8 章 運営委員会

第24条 運営委員会は役員、常任委員長、相談役及び校長をもって構成する。

第25条 運営委員会は毎月開くことを原則とする。運営委員会は構成員の2分の1をもって定足数とし、出席者の過半数をもって議決する。会長は構成人員の半数以上が要求する時は臨時運営委員会を開かねばならない。

第26条 運営委員会の任務を次の通りとする。

1. 総会に関すること。
2. 各常任委員会の事業に関すること及び本会の運営に関すること。

## 第 9 章 常任委員会

第27条 本会の目的達成のため次の常任委員会を置きそれぞれの業務を行う。

1. 研修庶務委員会 PTAの懇親やPTA教育講演会等の計画と運営に関する活動
2. 生活安全委員会 交通指導等, の校外生活等に関する活動
3. 保健体育委員会 生徒の保健安全衛生及び会員の健康増進に関する活動
4. 給食委員会 給食や食育に関する研修や広報等の活動
5. 家庭教育委員会 家庭教育の情報発信や制服等のリユース推進活動
6. 広報委員会 ホームページを活用したPTAに関する広報活動(※委員長のみ)

第28条 常任委員会は役員と同じ方法により選出された委員長と若干の委員によって構成する  
(※但し広報委員会は、委員長1名にて構成する)。委員は地区委員の互選とし、広報を除く委員会  
毎に山鹿小学校区4名程度、他小学校区各2名程度選出したのち、副委員長1名を選出し、会長はこ  
れを委嘱する。

第29条 委員長は委員会を代表し事業計画を運営委員会に提出するものとする。副委員長は委員  
長を補佐し委員長不在の時はその職務を代行する。

第30条 常任委員会の事業は運営委員会の承認を必要とする。

## 第 10 章 会計監査

第31条 会計監査委員は役員と同じ方法により選出された2名の委員をもって構成する。

第32条 会計監査委員は会計所轄の帳簿類を必要に応じ年次総会に監査報告をしなければなら  
ない。

第33条 会計監査委員は運営委員会に出席し意見を述べることができる。

## 第 11 章 特別委員会

第34条 会の特別の必要に応じ特別委員会を置くことができる。

第35条 委員は運営委員会にて選出し会長はこれを委嘱する。正副の委員長はその互選とする。

第36条 特別委員会委員長はその経過を運営委員会若しくは総会に報告しその事由が終われば  
解散する。

## 第 12 章 地(校)区会(交通指導係)及び学年委員会

第37条 地区会は各地区、学年委員会は各学年の会員によって組織する。

第38条 地区会は各地区より年次総会前に若干名の地区委員を選出し、地区長を互選する。

第39条 各校区に代表委員をおく。代表委員には副会長があたり、必要に応じて地(校)区会を開  
くことができる。

**第40条** 交通指導係は各地区若干名を選出する。地区委員との兼任を妨げない。

**第41条** 交通指導係は運営委員会にて策定した活動計画に準じ、登校時の見守り(あいさつ・交通安全運動)活動を行う。

**第42条** 学年委員会は各学級より学級委員を選出する。(山鹿小学校区2名、他小学校区各1名程度)

**第43条** 学級委員の互選により、各学級に学級委員長を置く。

**第44条** 学級委員長の互選により、各学年に正副委員長を置く。学年委員長は必要に応じて学年学級委員会を開くことができる。

## 第 13 章 付 則

**第45条** 各委員会に委員として本校職員を若干名置くことができる。

**第46条** 常任委員会、会計監査委員、地(校)区会(交通指導係)及び学年委員会の委員の任期については役員に準ずる。

**第47条** 会長(副会長)・家庭教育委員長及び学校長は代議員として山鹿市PTA連絡協議会につながるものとする。

**第48条** 本会に運営委員会の承認を得て顧問を置くことができる。

**第49条** 会則は総会出席者(書面決議(電磁的方法を含む)の場合は議決権行使書提出者数)の三分の2以上の賛同により改定することができる。

**第50条** 本会は昭和48年4月1日より実施する。

本会則は一部改正し、昭和61年4月1日より実施する。

本会則は一部改正し、昭和63年4月23日より実施する。

本会則は一部改正し、平成7年4月21日より実施する。

本会則は一部改正し、平成10年4月17日より実施する。

本会則は一部改正し、平成11年4月16日より実施する。

本会則は一部改正し、平成12年4月15日より実施する。

本会則は一部改正し、平成13年4月22日より実施する。

本会則は一部改正し、平成18年4月23日より実施する。

本会則は一部改正し、平成21年4月19日より実施する。

本会則は一部改正し、平成26年4月13日より実施する。

本会則は一部改正し、平成29年4月16日より実施する。

本会則は一部改正し、平成30年4月15日より実施する。

本会則は一部改正し、平成31年4月14日より実施する。

本会則は一部改正し、令和4年12月5日より実施する。

**本会則は一部改正し、令和6年12月1日より実施する。(予定)**